

— 新たな情報財検討委員会 報告書骨子（案） —

はじめに

基本的視点

第1. データ利活用促進のための知財制度の在り方

1. 現状と課題

- (1) データに関する現状と利活用促進に向けた課題
- (2) 検討の対象

2. 論点

- (1) 契約（民法）に関する論点
 - 課題① 契約に適切な利益配分の内容を盛り込めない可能性と法的効果の問題
- (2) 不法行為（民法）に関する論点
 - 課題② 不法行為で保護されない可能性
- (3) 営業秘密・不正競争防止法に関する論点
 - 課題③ 営業秘密で保護されない可能性
- (4) データの利活用促進に向けた論点
 - 課題④ 価値あるデータが死蔵される可能性

3. データ利活用促進に向けた方向性

【参考】第4回会合を踏まえた課題に関する考え方（案）から抜粋（一部修正）

- (1) 契約（民法）に関する論点
 - データの価値とその創出への寄与度に応じた利益の分配など、データ収集・蓄積・保管等のインセンティブ保護と利活用のバランスに資するよう、データ利用に関する契約ガイドライン等を策定することにより留意点を整理することが適当かどうか。
- (2) 不法行為（民法）に関する論点
 - 民法の不法行為による保護の可能性について、平成23年の北朝鮮映画事件判決以後の裁判例の整理することなど、予見性を高める取組を行うことが適当かどうか。
- (3) 営業秘密・不正競争防止法に関する論点
 - 企業が秘密としたい情報やデータが秘密保持契約などを結ぶことなく他者に渡らないよう、企業における営業秘密に関する認識を高めるよう引き続き取り組む。また、併せて、価値あるデータを保護するためにデータの不正利用等を不正行為として位置づける等、不正競争防止法の見直しを含めた検討することが適当かどうか。
- (4) データ利活用促進に向けた論点
 - 価値あるデータの利活用を促進し、産業競争力強化を図るため、保護と利用のバランスや国際的な視点も踏まえて、以下の取組を進めることが適当かどうか。
 - ・ 価値あるデータの流通を促進するため、データ利活用に関する実証やネットワーク投資、標準化、人材育成などの環境整備を進めるとともに、データ取引市場などのデータ流通基盤の中で、データ保有者に一定の条件でデータを利用させる義務を課しつつ、利益還元を請求できるようにするなど、利活用と利益分配に関する事実上のルールを作ることや、既存のガイドライン等を踏まえた情報セキュリティ確保のための取組を促すことが適当かどうか。
 - ・ 価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象とその類型について、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、検討を進めることが適当かどうか。
 - ・ 価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関するインセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すため、物権的な権利は付与しないとすることが適当かどうか。一方で、制限付の権利について、必要かどうかも含めて、その対象とその内容について、データ利活用ビジネスの動向を注視しつつ、検討することが適当かどうか。

第2. 人工知能（A I）の作成・利活用促進のための知財制度の在り方

1. 現状と課題

- (1) 人工知能に関する現状と作成・利活用促進に向けた課題
- (2) 検討対象

2. 論点

- (1) A I 学習用データに関する論点（「データ作成者」と「A I 学習を行う者が異なる場合」の著作権法上の課題等）

課題①-1) A I 学習用データの作成・特定当事者間の提供

課題①-2) 民間におけるA I 学習用データの作成と公衆への提供

課題①-3) 公的機関等におけるA I 学習用データの作成と公衆への提供

- (2) A I のプログラムに関する論点

課題②) A I のプログラムの現行知財制度上の位置づけと利活用状況

- (3) 学習済みモデルに関する論点

課題③-1) 「蒸留モデル」等を前提にした保護の可能性

課題③-2) ビジネス実態を踏まえた保護の在り方

- (4) A I 生成物に関する論点

課題④-1) A I 生成物を用いたサービスに関する保護の可能性

課題④-2) A I 生成物を活用した創作に関する保護の可能性

課題④-3) A I 生成物が問題となる（悪用される等）可能性

- ・ A I 生成物が権利侵害になる可能性（学習済みモデルから学習用データ（著作物）の類似物が出力される問題）

- ・ A I 生成物の権利主張・濫用の可能性（A I 創作物を人間の創作であるとして市場に供給する問題）

3. 人工知能（A I）の作成・利活用促進に向けた方向性

【参考】第2回会合を踏まえた課題に関する考え方（案）から抜粋

- (1) A I 学習用データに関する論点

事業者間協業等による民間における学習用データ作成を支援するため、著作権法第47条の7に基づき作成した学習用データについて、同法第47条の7が利用主体を限定していないことを踏まえ、「公衆への譲渡に該当しない場合（例えば、情報解析という共通の目的下での特定当事者間の提供など）には提供可能であること」など、同条の適用範囲を明確にすることが適当かどうか。

著作権法第47条の7に基づき作成した学習用データについて、公衆への提供を可能とする見直しについては、米国ではインターネット上の画像を学習用データに加工して公衆に向けて提供しているサイトがあることから我が国でも何らかの特例を設けないとA Iの研究・開発が立ち遅れるとの指摘がある一方で、「学習用データ」と称して著作物の複製物を頒布されるおそれがあり権利者への影響が大きいとの指摘もある。この点を含む次世代知財システムの在り方については、（中略）文化庁において検討がなされているところである。

また、このような検討とは別に、我が国のA I研究開発を活発化させるため、公衆への提供が可能なA I 学習用データに関するインフラを整備すべきとの指摘がある。このようなインフラの構築に向けた公的機関による支援の在り方を検討し、それに伴う知財制度上の課題を検討することが適当かどうか。

(2) AIのプログラムに関する論点

AIのプログラムは、オープン・ソースとして利活用されている現状であることから、当面、現行法とは異なる権利を付与する等を行わず、引き続き、AIのプログラムの変化やその利活用状況を注視していくことが適当かどうか。

(3) 学習済みモデルに関する論点

「蒸留モデル」等を前提としても、仮に学習済みモデルを特許化できるとすれば、当該特許発明の技術的範囲の内容に応じて保護を受けられる可能性があるため、特許化された学習済みモデルの保護の範囲について、引き続き検討を進めることが適当かどうか。

「プログラムの著作物」の該当性の問題に加えて、仮に学習済みモデルに著作権の保護を及ぼしたとしても、「蒸留モデル」等を前提とすると権利行使が困難であると考えられる。したがって、現状では、著作権は学習済みモデルに関する有効な保護手法とは言えず、学習済みモデルの著作権法上の保護の可能性を検討することに意義があるとは必ずしも言えないと考えられ、当面、AIの技術の変化やその利活用状況について注視していくことが適当かどうか。

学習済みモデルに新しい権利を与えるととともに、出力物にマーキングする義務を課すことについては、蒸留モデルのようにデータが違っていてもほとんど同じ性能のAIがあることや、新しい権利が国内だけで通用する制度になる可能性があることから、このような権利を付与する必要性、その効果について引き続き検討するとともに、AIの技術の変化や諸外国の動向を注視していくことが適当かどうか。

学習済みモデルの利用規約により蒸留を禁止する等の契約による対応は、対世効がないなどの限界があるものの、柔軟な対応が可能であり、国内外で活用できると考えられる。これを踏まえ、学習済みモデルに関する契約に盛り込むべき事項を明らかにして整理するなど、契約による適切な保護の在り方を検討することが適当かどうか。

現状では、「学習済みモデルを秘密として管理したうえで、それを使ったサービスを実施すること」が有力なビジネス形態であるとの指摘を踏まえ、例えば、学習済みモデルをオープンな形で利用する場合において現行不正競争防止法上の秘密管理性の要件を満たすかなどについて、ビジネスの実態を踏まえて検討することが適当かどうか。

(4) AI生成物に関する論点

(P)

おわりに（産業競争力強化に向けたデータ・人工知能（AI）の利活用に関する期待等）